

平成 31 年 3 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例				
議案番号	議案第 13 号	議案名	琴浦町手数料条例の一部改正について							
目 的	手数料を徴収する事項を追加するもの。									
内 容	<p>1 概要</p> <p>町職員として、琴浦町に在職した履歴、退職その他の事実の証明を発行する場合、1 件当たり 300 円の手数料を徴収するもの。</p> <p>2 追加事項</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事項</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町職員として町に在職した履歴、退職その他の事実の証明(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 22 条の規定に基づき交付するもの及び地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 144 条の 31 に規定する事務に係るものを除く。)</td> <td>1 件につき 300 円</td> </tr> </tbody> </table>					手数料を徴収する事項	金額	町職員として町に在職した履歴、退職その他の事実の証明(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 22 条の規定に基づき交付するもの及び地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 144 条の 31 に規定する事務に係るものを除く。)	1 件につき 300 円	
	手数料を徴収する事項	金額								
町職員として町に在職した履歴、退職その他の事実の証明(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 22 条の規定に基づき交付するもの及び地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 144 条の 31 に規定する事務に係るものを除く。)	1 件につき 300 円									
補足事項	施行日 平成 31 年 4 月 1 日									